

4. 保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るためには、健康診査の充実と早期発見・早期療育及び地域でのリハビリテーション体制の充実を推進していくことが必要です。また、障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、保健・医療・福祉の連携によるサービスの充実を図る必要があります。

精神保健福祉施策については、精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発に取り組むとともに、精神障がい者の地域生活への移行支援も重要です。

4 保健・医療の充実	4-1 保健サービスの充実	1. 障がいの早期発見、早期治療体制の充実
		2. 健康意識の啓発
		3. 母子保健の充実
		4. 成人・老人保健の充実
	4-2 医療体制の充実	1. 地域医療の充実
		2. 地域リハビリテーションの充実
	4-3 精神保健の充実と自立への援助	1. 精神障がい者に関する知識の普及啓発
		2. 社会復帰、福祉施策の充実
	4-4 難病患者への施策の推進	1. 難病保健・福祉対策の推進

4-1. 保健サービスの充実

◆◆◆現状と課題◆◆◆

社会において自立した生活をおくるためには、心身の健康が保たれていることが大切です。そのためには障がいの発生を未然に防ぐとともに、障がいの原因となる高血圧や心臓病などの循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見や重症化を予防するためには、保健サービスは極めて大きな役割を担っています。

障がいの発生は、先天的なものと、生活習慣病による後遺症や交通事故・労働災害などの後天的なものがあり、障がいの発生予防はその両面から幅広く取り組んでいく必要があります。

今後、市民に対し健康意識の啓発を行い、健診受診者の増加に努める必要があります。また、市全体で関係各機関が連携をとり、予防のための啓発から、治療、社会的自立までの一貫した流れをつくり、障がい者の保健サービスに包括的に取り組むことが必要です。

施策の推進方向

1 障がいの早期発見、早期療育体制の充実

乳幼児健康診査や乳幼児健康相談の内容の充実を図り、乳幼児期の発育、発達の遅れを早期に確実に発見するために、受診勧奨を行い、発達の節目となる月齢での相談事業の実施を行います。また、早期に適切な療育体制がとれるよう、関係機関との連絡体制の強化に努めます。

2 健康意識の啓発

乳幼児から高齢者までを含めた健康の維持・増進をめざす健康づくりの意識の啓発を充実・強化していきます。

「となりも声かけみんなで健康」をスローガンに健康診断、健康相談、健康教育など様々な保健事業を通して健康意識の啓発に努めます。

3 母子保健の充実

妊婦健康診査、健康相談・保健指導の充実に取り組み、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療を早期に受けることで、安全な出産（分娩）を迎えられるよう、環境の整備に取り組みます。

思春期から妊娠・出産・育児にいたるまでを、継続的にとらえた母子保健体制の確立と、疾病や障がいがあっても健やかに育てるための保健指導の充実を図り、保健所・児童相談所などの関係機関との連携によって、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談支援体制の強化を図ります。

4 成人・老人保健の充実

基本健康診査について生活習慣病予防の観点から、受診勧奨を行い、事業の充実・強化を図り、そして、平成20年度以降の法改正後も関係各課との連携による市民の健康の維持、増進に努めます。受診後の生活習慣の改善を促す保健、栄養指導が確実に実施できる体制の整備に努めます。

健康の維持、増進をはじめとした健康づくりについて、健康講演会や個々の生活状況と健診結果に配慮した健康教育の普及を行います。また、様々な健康に関する相談の拠点として、各保健センターの活用ができ、気軽に相談できるよう周知を図ります。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
基本健康診査	40歳以上の市民に対して、心臓病、脳卒中等の生活習慣病及び肝疾患の予防、糖尿病の予防等・早期発見のため、問診・身体計測・血液検査・医師の診察等を行います。
健康教育	心身の健康についての自覚を高め、かつ心身の健康に関する知識を普及するため、医師及び専門職による講演会、健康教室を開催します。
健康相談	個人が健康について考え、日頃の生活習慣の改善に向けて努力できるよう援助するため、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康についての相談を行います。
妊婦健康診査	妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健診を行います。
両親学級 (パパママスクール)	妊娠・出産・育児について正しい知識を身につけ、心身ともに健康に妊娠中を過ごすための助言・指導を行うことを目的として教室を開催します。
乳幼児健康診査	生後4か月児、1歳6か月児、3歳児の乳幼児に対して心身の異常を早期に発見・予防し、適切な支援を行い、育児に関する相談を行います。
乳幼児健康相談・訪問指導	妊産婦、乳幼児などの健康に関する相談や家庭訪問を行い、安心して子育てができるよう支援するとともに、発達・発育の確認を行います。
学校保健の充実	学齢期からの食生活が、生活習慣病による中途障がいの主とした原因のため、早期からの健診を実施し、中途障がい発生の予防を行います。
精神障害者保健福祉手帳取得の促進	精神障がい者への福祉増進のため、精神障害者保健福祉手帳の取得による優遇措置を検討します。

4-2. 医療体制の充実

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がいの早期発見、重度化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増加しており、質的にも高度化・多様化しています。

急性期から維持期・回復期までの一貫した総合的なリハビリテーションや、医学的、社会的、職業的、教育的の多方面からのリハビリテーションの提供が必要です。

そのために、保健・医療・福祉等の連携を図りながら、より一層の施策の充実が求められています。

本市では、医療リハビリが終了した維持期・回復期の在宅療養者に対して、「わかくさ・プラザ」総合福祉会館リハビリ室を拠点とした地域リハビリテーションの推進に取り組んでいます。今後もノーマライゼーションの理念のもと、地域でのリハビリテーション体制の整備が必要です。

今後は、身近な医療機関で障がい者が安心して治療が受けられるような体制を推進するとともに、障がい者の閉じこもりを防ぐための地域での支援体制の整備が必要です。

施策の推進方向

1 地域医療の充実

各関係医療機関との連携を強化し、地域内の障がい者が利用しやすい医療体制の整備のため各関係機関に協力を働きかけます。

2 地域リハビリテーションの充実

「わかくさ・プラザ」総合福祉会館・リハビリ室の効果的な活用と地域の身近な施設を活用した事業の推進を図ります。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
地域リハビリテーションの充実	医療リハビリ終了後も継続してリハビリを行うことで心身機能の維持・向上を図り、障がいを持ちながらも主体的に自らの生活を送ることができることを目的に関係機関と連携し、各事業を実施していきます。

4-3. 精神保健の充実と自立への援助

◆◆◆現状と課題◆◆◆

現在、精神保健行政は都道府県及び保健所、保健センターなど衛生関係部局を中心に行われていますが、近年、入院医療中心の施策から、社会復帰や福祉施策にその幅が広がっており、福祉事務所など福祉分野での役割が重要となります。

今後は、保健所や医療機関との連携を強化し、精神障がい者の地域における生活支援のネットワークづくりをめざし、社会復帰活動への援助を積極的に行っていくことが必要です。

また、精神障がい者に関する誤解や偏見が発病時の初期対応を遅らせ、その後の社会参加に弊害をもたらしているという現状に対して、啓発活動を重点的に取り組むことが求められています。

施策の推進方向

1 精神障がい者に関する知識の普及啓発

精神障がいの早期発見、早期治療を行い症状の悪化を防ぐとともに、偏見や差別をなくすために、啓発活動に努めます。

2 社会復帰、福祉施策の充実

自立生活実現への可能性が高い精神障がい者について、生活訓練を充実し地域社会の中で安心して暮らせるように支援に努めます。

4-4. 難病患者への施策の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

難病への医療は日々進歩し、難病患者の生活の質は大幅に向上した疾患があるものの、依然として有効な治療法がなく、重い症状のために本人や家庭に重い負担がかかっている状況があります。難病患者の生活の質を向上させていくための福祉的な取り組みを行う必要があります。

今後は、保健所や医療機関との連携を取りながら、難病患者やその家族に対して、医療及び日常生活に関わる相談、指導、助言を行い、在宅生活を継続する上での状況を把握し、それぞれのニーズに応じた対策が行えるよう検討していく必要があります。

施策の推進方向

1 難病保健・福祉対策の推進

患者・家族のニーズに対応できる、居宅支援事業の促進を図ります。また、保健所をはじめとした関係機関との協力・連携を強化し、難病患者とその家族に対する福祉サービスの充実に努めます。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
難病患者等ホームヘルプサービス事業	在宅の難病患者などが、居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、介護家事等のサービスを行い、難病患者等の自立と社会参加を促進します。
難病患者等日常生活用具給付事業	日常生活に支障のある難病患者に対し、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜及び介護者の負担軽減を図り、難病患者等の自立と社会参加を促進します。